次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　設置者の氏名及び住所 (1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 (2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　石垣空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　石垣空港内　沖縄県石垣市 四～七　（略）	一　設置者の氏名及び住所 (1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 (2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新石垣空港照明施設 三　航空灯火の位置及び所在地　新石垣空港内　沖縄県石垣市 四～七　（略）

附　則

この告示は、令和七年八月七日から施行する。

公　告

諸　事　項